

件名	自治体職員の給与について
受付日	令和4年4月11日
ご意見・ご提案の概要	<p>自治体職員と地域住民との収入にかなり差がある。市町の職員なのに、国家公務員の給与に準じており、人事院勧告についても、田舎の会社とは全く異なる物価変動だと感じている。地域の所得が伸び悩んでいる自治体職員の給与を私たち住民に近づけるべきだと思う。</p>
県の考え方	<p>自治体職員の給与については、地方公務員法において、（１）その職務と責任に応じたものでなくてはならないという「職務給の原則」、（２）生計費や国・他の地方自治体・民間事業従業員の給与などの事情を考慮して定めなくてはならないという「均衡の原則」、（３）自治体の議会の議決に基づく条例で決定することとする「条例主義」に基づいて決定することとされております。</p> <p>ご意見のとおり、各自治体の給与は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与のほか、地域の住民の方の収入の状況等を考慮して決定すべきものです。</p> <p>県では、毎年、総務省が実施する「地方公務員給与実態調査」の結果等を踏まえ、市町村に上記の観点から必要な助言を行っておりますが、引き続き、各自治体の給与の適正化が図られるよう取り組んでまいります。</p>
担当課	清流の国推進部 市町村課